

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第14号	
事故等名	油送船星泉丸遊漁船えんぜる衝突	
発生年月日時	平成20年9月6日 00時45分ごろ	
発生場所	船川東防波堤灯台から真方位122° 430m 付近 (北緯39° 52.8'、東経139° 51.7' 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月1日仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査、11月5日両船船長への電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 油送船星泉丸 999トン	
船舶番号	136382	
船舶所有者等	恒徳汽船株式会社	
船種・船名・総トン数	B 遊漁船えんぜる 4.8トン	
船舶番号	211-16135	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 三級海技士(航海)	
	B 船長 一級小型船舶操縦士及び特定操縦免許	
負傷者	A 負傷者なし	
	B 負傷者なし	
損傷	A 右舷船首に擦過傷	
	B マスト曲損、船尾スパンカー柱及び漁業無線アンテナ折損、右舷集魚灯1箇脱落、右舷船尾に擦過傷	
事故等の経過	A船は、プロパン約675トンを積載し、船首3.1m船尾4.7mの喫水で、室蘭港を発し、秋田船川港に至り、着棧待機のため、船川2区で左舷錨を投じて錨鎖4節を繰り出し、南東に向首して錨泊中であつたが、夜間、錨泊灯及び港内での危険物積載標識の赤灯を点灯していなかつた。 B船は、釣り客5人を乗せ、鶴ノ崎沖での遊漁を終えて帰港するため、釣り場を発し、北西に向首して約10ノットの速力で手動操舵にて航行中、衝突の直前にA船のオレンジ色の船体を認め、左舵一杯としたが及ばず、平成20年9月6日00時45分ごろ、A船の右舷船首とB船の右舷中央付近が衝突した。 当時、風力2の南東風が吹き、視界は良好であつたが、月明かりはなかつた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船が錨泊中、停泊当直を維持せず、夜間、錨泊灯及び港内での危険物積載標識の赤灯を点灯していなかつたものと考えられる。 B船船橋当直者がA船に気付き、衝突を避けようとして転舵の操作を行つたが、間に合わなかつたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が港内で夜間に錨泊中、停泊当直を維持せず、錨泊灯及び港内での危険物積載標識の赤灯を点灯しておらず、また、B船がA船に気付くのが遅かつたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	